別紙様式第2号の2

平成30年度　随意契約理由書

（単位：円）

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額（税込）	工事等担当課
平成30年度　防犯カメラ設置工事	自　H30.11.27 ～ 至　H31.1.31	㈱両毛ビジネスサポート	桐生市広沢町2丁目2961番地	6,968,502	総務課
		随意契約時の選定理由			
		本年５月に新潟県で児童が被害に遭う事件が発生するほか、町の地区別懇談会においても防犯カメラの設置要望が多数あることから、９月議会において補正予算を計上し、緊急対策として防犯カメラ増設事業に取り組む必要が生じた。 設置予定の防犯カメラは、平成29年度から採用しており防犯カメラの性能は良好である。また、タブレット端末で一括管理しており、今後増設分も同様に管理することが効率的である。なお、販売元である㈱両毛ビジネスサポートは、仕様、ネットワーク設定、セキュリティー管理を熟知した唯一の業者であり、別途起案の「防犯カメラリース契約」により支給する製品の取付工事・システム設定・画質調整・保守を同一業者で契約することで、時間的、経済的にも効率的で、緊急対策として短期間で工事が可能である。（地方自治法施行令　第167条の２第1項第５号及び第６号該当）			
平成30年度　防災・安全交付金　明和町総合防災マップ作成業務委託	自　H30.11.12 ～ 至　H31.3.25	株式会社ゼンリン	前橋市古市町１丁目11番12号	3,044,520	総務課
		随意契約時の選定理由			
		（株）ゼンリンは全国の自治体において、同業務における多数の請負実績を有し、完成されたものは地図としての機能だけでなく、複合的な災害を意識し、防災教育、防災意識の啓発推進が図れるものとなっている。今回、当町が作成する総合防災マップについても、上記の条件を網羅しつつ、他町に存在する避難所の情報など、広域避難を視野に入れたものを作成したいと考えている。そのことから当町の地図データだけでなく、他市町の地図データも使用することになるが、版権を有している(株)ゼンリンであれば他社より安価での契約が見込める。よって、(株)ゼンリンに特命随意契約することとしたい。			
平成30年度　Jアラート新型受信機導入事業	自　H30.12.6 ～ 至　H31.3.8	株式会社プラムフィイブ	横浜市青葉区市ヶ尾町1169-6	972,000	総務課
		随意契約時の選定理由			
		当該事業については、予定価格2,496,960円（税込み）であり、金額だけで見た場合は入札案件に該当するものである。しかし、Jアラート新型受信機は全国で「（株）理経」と「センチュリーシステムズ（株）」しか製造していない。 当町の現在のJアラート受信機は「（株）理経」が製造し、かつ当町における現システムの導入業者であるため、既存仕様を熟知している。 また「（株）プラムファイブ」は「センチュリーシステムズ（株）」製の新型受信機を取り扱っており、群馬県内でも導入実績があり、迅速かつ確実な対応が可能である。よって当該2者から見積を徴収することとしたい。			
平成30年度明和町固定資産課税客体調査業務委託	自　H30.6.27 ～ 至　H31.3.20	(株)パスコ　群馬支店	高崎市栄町14番5号	4,104,000	税務課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は継続的に実施する事業で、既に本事業を実施している当該業者が最も効率的で、適切、確実に履行できるため。 （地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号　目的が競争入札に適しないもの）			

（単位：円）

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額（税込）	工事等担当課
平成30年度地方税電子申告支援サービスの利用	自 H30.4.1 ～ 至 H31.3.31	(株)TKC	宇都宮市鶴田町1758番地	1,866,240	税務課
		随意契約時の選定理由			
		近隣で利用サービスを提供している事業者が当該業者だけのため。 （地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号　目的が競争入札に適しないもの）			
平成30年度町税賦課等に関する電算処理業務委託	自 H30.4.1 ～ 至 H31.3.31	(株)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	8,705,124	税務課
		随意契約時の選定理由			
		町住民情報の委託業者のため。 （地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号　目的が競争入札に適しないもの）			
住民基本台帳ネットワークシステム保守業務委託	自 H30.4.1 ～ 至 H31.1.31	(株)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	1,425,600	住民環境課
		随意契約時の選定理由			
		既に稼働中のシステムの保守に係るものであるため、競争入札に適さないため。 （地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号　目的が競争入札に適しないもの）			
住民基本台帳ネットワークシステム保守業務委託	自 H31.2.1 ～ 至 H31.3.31	(株)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	242,286	住民環境課
		随意契約時の選定理由			
		既に稼働中のシステムの保守に係るものであるため、競争入札に適さないため。H31.2月より機器更改する予定だったが、急遽導入時期が変更となり、再度、契約を締結した。 （地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号　目的が競争入札に適しないもの）			
平成30年度生活支援体制整備事業委託	自 H30.4.1 ～ 至 H31.3.31	社会福祉法人明和町社会福祉協議会	明和町新里311番地3	1,672,860	介護福祉課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、その性格上、業務内容が著しく公共性・公益性が高いものであり、選定業者以外履行できないものであるため（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。			

（単位：円）

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額（税込）	工事等担当課
公用車（軽自動車2WD）購入	自 H30.4.2 ～ 至 H30.5.8	オートガレージワイズ	明和町江口610番地	1,227,000	介護福祉課
		随意契約時の選定理由			
		町内企業を指名する見積合せによる随意契約を行うことで、中小企業者の受注の機会を確保するため（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第3条及び中小企業者に関する国等の契約の基本方針第2第5項第3号該当）。			
公用車（軽自動車2WD）購入	自 H30.4.1 ～ 至 H30.5.8	堀口自動車	明和町新里102番地	1,221,450	介護福祉課
		随意契約時の選定理由			
		町内企業を指名する見積合せによる随意契約を行うことで、中小企業者の受注の機会を確保するため（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第3条及び中小企業者に関する国等の契約の基本方針第2第5項第3号該当）。			
公用車（軽自動車2WD）購入	自 H30.4.1 ～ 至 H30.5.8	カーライフ・オカズミ	明和町南大島411番地1	1,220,000	介護福祉課
		随意契約時の選定理由			
		町内企業を指名する見積合せによる随意契約を行うことで、中小企業者の受注の機会を確保するため（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第3条及び中小企業者に関する国等の契約の基本方針第2第5項第3号該当）。			
平成30年度ふれあいセンタースズカケ夜間受付業務委託	自 H30.4.23 ～ 至 H31.3.31	(有)クリーンシア	明和町大佐貫556番地	1,296円/時間の出来高 年間見込額1,955,340円	介護福祉課
		随意契約時の選定理由			
		競争入札に付したが落札者がないため（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当）。 契約の目的を達成するための履行条件を満たす者が、契約時点において当該事業者のみであるため（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。			
平成30年度ふれあいセンターポプラ夜間受付業務委託	自 H30.4.23 ～ 至 H31.3.31	(有)クリーンシア	明和町大佐貫556番地	1,296円/時間の出来高 年間見込額1,955,340円	介護福祉課
		随意契約時の選定理由			
		競争入札に付したが落札者がないため（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当）。 契約の目的を達成するための履行条件を満たす者が、契約時点において当該事業者のみであるため（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。			

（単位：円）

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額（税込）	工事等担当課
平成30年度ふれあいセンタースズカケ駐車場整備事業【第1期】	自 H30.5.10 ～ 至 H30.7.31	(有)司建設	明和町中谷100番地	2,646,000	介護福祉課
		随意契約時の選定理由			
		他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と隣接する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑な施工を確保する上で有利と認められるため（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）。			
平成29年度繰越事業ふれあいセンターポプラ駐車場整備工事	自 H30.5.23 ～ 至 H31.1.31	荒井建設(株)	明和町大佐貫687番地	22,680,000	介護福祉課
		随意契約時の選定理由			
		前工事や立地の状況による調整、近隣施設・住民の安全確保のための調整等複雑な調整を必要とする工事であるため、前工事の施工者や町内事業者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑な施工を確保する上で有利と認められるため（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）。			
平成30年度　明和町公共下水道事業　枝線管渠実施設計業務委託（30-16工区）	自　H30.7.10 ～ 至　H31.2.25	都市開発設計㈱	前橋市新前橋町14番地の26	18,608,400	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		下水道の専門的知識、技術を有しており、町下水道事業において過去多くの実績を残した信頼性の高い業者であり、町内の状況についても習熟しているため			
平成30年度　明和町公共下水道事業　明和水質浄化センター破砕機修繕	自　H30.8.21 ～ 至　H30.12.25	巴工業㈱	品川区北品川五丁目5番15号	1,404,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		破砕機は当該業者製で特殊仕様の物品であり、契約先が特定されるため			
平成30年度　明和町公共下水道事業　明和水質浄化センター監視制御装置更新修繕	自　H30.12.10 ～ 至　H31.3.29	パナソニックシステムソリューションズジャパン㈱	さいたま市中央区新都心4-1	3,780,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		監視制御装置は当該業者による設備であり、設備を熟知しており、早期に修繕することが可能なため			

（単位：円）

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額（税込）	工事等担当課
平成30年度　明和町公共下水道事業　明和水質浄化センター汚泥脱水機スクリュー購入	自　H30.12.3 ～ 至　H31.2.28	㈱鶴見製作所	台東区台東一丁目33番8号	2,160,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		汚泥脱水機は当該業者製で特殊仕様の物品であり、契約先が特定されるため			
平成30年度　単独公共国道122号館林明和バイパスに伴う道路台帳整備補正業務委託	自　H30.6.7 ～ 至　H30.11.30	㈱パスコ　群馬支店	高崎市栄町14番5号	2,808,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		既存の道路台帳及び道路台帳附図は同社が作成したものであり、本業務委託はこの台帳等に補正を加えるものである。 従って他の業者では改めて台帳等の再構築から行う必要があり、費用負担が多くなってしまうため、経済的に有利となる上記業者を選定し、随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当）			
平成30年度　単独公共道路台帳整備補正業務委託	自　H31.2.14 ～ 至　H31.3.25	㈱パスコ　群馬支店	高崎市栄町14番5号	1,998,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		既存の道路台帳及び道路台帳附図は同社が作成したものであり、本業務委託はこの台帳等に補正を加えるものである。 従って他の業者では改めて台帳等の再構築から行う必要があり、費用負担が多くなってしまうため、経済的に有利となる上記業者を選定し、随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当）			
平成30年度　単独公共（仮称）矢島・大輪線[矢島工区]　測量業務委託	自　H30.4.23 ～ 至　H31.3.29	三陽技術コンサルタンツ㈱	前橋市天川大島町三丁目8番地の3	4,881,600	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本路線の道路整備事業に関連した業務や本業務と同様の業務を数多く受注した実績のある業者であり、町内の状況についても習熟しているため（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）			
平成30年度　単独公共（仮称）矢島・大輪線[矢島工区]　地質調査業務委託	自　H30.6.26 ～ 至　H30.10.31	三陽技術コンサルタンツ㈱	前橋市天川大島町三丁目8番地の3	1,944,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本年度に本路線の測量業務及び道路詳細設計業務を受注している業者である。同じ業者へ依頼することで円滑な業務進行が図られ、また明和町において地質調査業務を受注したの実績もあることから、質の高い成果品が見込めるため（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）			

（単位：円）

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額（税込）	工事等担当課
平成30年度　単独公共 町道2-267号線 測量設計業務委託	自　H30.6.25 ～ 至　H31.9.30	㈲島崎測量設計	館林市広内町1番1号	4,860,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		指名参加台帳に登載された測量業者に加え、生活道路改良のための測量設計という業務の性格を鑑み、町民からの協力を得るための信頼関係の醸成ができており、町内の状況についても習熟し、多くの現場で測量している町への境界確定申請を代理人として提出している測量業者（過去5年間上位3位）を選定するため、随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）			
平成30年度　単独公共 町道1-140号線 測量設計業務委託	自　H30.5.9 ～ 至　H30.10.31	晃和測量設計㈱	館林市赤土町857-2	4,320,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		指名参加台帳に登載された測量業者に加え、生活道路改良のための測量設計という業務の性格を鑑み、町民からの協力を得るための信頼関係の醸成ができており、町内の状況についても習熟し、多くの現場で測量している町への境界確定申請を代理人として提出している測量業者（過去5年間上位3位）を選定するため、随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）			
平成30年度　単独公共 町道1-140号線 物件調査業務委託	自　H30.9.11 ～ 至　H30.10.31	晃和測量設計㈱	館林市赤土町857-2	1,296,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		地権者全員から用地買収の同意が得られたことから、早急に本調査を実施し、土地売買契約を結ぶ必要があったため （地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当）			
平成30年度　単独公共 町道2-284号線 測量設計業務委託	自　H30.7.6 ～ 至　H31.9.30	晃和測量設計㈱	館林市赤土町857-2	7,992,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		指名参加台帳に登載された測量業者に加え、生活道路改良のための測量設計という業務の性格を鑑み、町民からの協力を得るための信頼関係の醸成ができており、町内の状況についても習熟し、多くの現場で測量している町への境界確定申請を代理人として提出している測量業者（過去5年間上位3位）を選定するため、随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）			
平成30年度　単独公共 町道2-292号線 測量設計業務委託	自　H30.7.9 ～ 至　H31.3.22	㈱GIS関東　群馬支店	館林市上三林町1652番地2	6,588,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		指名参加台帳に登載された測量業者に加え、生活道路改良のための測量設計という業務の性格を鑑み、町民からの協力を得るための信頼関係の醸成ができており、町内の状況についても習熟し、多くの現場で測量している町への境界確定申請を代理人として提出している測量業者（過去5年間上位3位）を選定するため、随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）			

（単位：円）

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額（税込）	工事等担当課
平成30年度　単独公共 町道2-294号線 測量設計業務委託	自　H30.7.11 ～ 至　H31.9.30	東毛測量設計㈱	館林市西高根町20番地の6	3,564,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		指名参加台帳に登載された測量業者に加え、生活道路改良のための測量設計という業務の性格を鑑み、町民からの協力を得るための信頼関係の醸成ができており、町内の状況についても習熟し、多くの現場で測量している町への境界確定申請を代理人として提出している測量業者（過去5年間上位3位）を選定するため、随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）			
平成30年度　単独公共 町道1-238号線 測量設計業務委託	自　H30.8.8 ～ 至　H31.1.31	㈲北村測量設計	館林市大街道一丁目7番31号	4,698,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		指名参加台帳に登載された測量業者に加え、生活道路改良のための測量設計という業務の性格を鑑み、町民からの協力を得るための信頼関係の醸成ができており、町内の状況についても習熟し、多くの現場で測量している町への境界確定申請を代理人として提出している測量業者（過去5年間上位3位）を選定するため、随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）			
平成30年度　単独公共 町道1-293号線 測量設計業務委託	自　H30.10.15 ～ 至　H31.3.15	㈱GIS関東　群馬支店	館林市上三林町1652番地2	5,724,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		指名参加台帳に登載された測量業者に加え、生活道路改良のための測量設計という業務の性格を鑑み、町民からの協力を得るための信頼関係の醸成ができており、町内の状況についても習熟し、多くの現場で測量している町への境界確定申請を代理人として提出している測量業者（過去5年間上位3位）を選定するため、随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）			
平成30年度　単独公共 町道1-293号線 工作物調査・補償金算定業務委託	自　H31.2.28 ～ 至　H31.3.27	㈱GIS関東　群馬支店	館林市上三林町1652番地2	1,458,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本路線の測量設計業務を受注した業者であり、現地の状況に熟知していることから、安価での発注と迅速な業務実施が見込めるため （地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）			
平成30年度　単独公共 町道1-292号外1線 測量設計業務委託	自　H30.12.20 ～ 至　H31.6.28	㈱GIS関東　群馬支店	館林市上三林町1652番地2	5,724,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		町道1-293号線に隣接した路線であり、現地の状況に熟知していることから、安価での発注と迅速な業務実施が見込めるため （地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）			

（単位：円）

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額（税込）	工事等担当課
平成30年度　単独公共 町道2-289号線 測量設計業務委託	自　H30.11.2 ～ 至　H31.9.30	晃和測量設計㈱	館林市赤土町857-2	8,424,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		指名参加台帳に登載された測量業者に加え、生活道路改良のための測量設計という業務の性格を鑑み、町民からの協力を得るための信頼関係の醸成ができており、町内の状況についても習熟し、多くの現場で測量している町への境界確定申請を代理人として提出している測量業者（過去5年間上位3位）を選定するため、随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）			
平成30年度　単独公共 町道18号線 側溝整備工事（分割3号）	自　H30.6.21 ～ 至　H30.8.31	㈲司建設	明和町中谷100番地	3,790,800	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本路線は通学路になっているが道路側溝がなく、降雨後水溜まりができ、交通安全上危険な状態になっている。また、ゴミステーションがあり、周辺住民のゴミ出しにおいても支障をきたしていることから、緊急に行わなければならない業務と判断し、早急に工事着手できる上記業者を選定した。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当）			
平成30年度　単独公共 町道63号線 物件補償調査業務委託	自　H30.10.26 ～ 至　H31.2.28	㈱高崎測量	高崎市日高町580番地	5,151,600	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		工場移転に伴う調査業務であり、操業日での調査のため、調査人員を投入できる専門業者を選定した。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）			
平成30年度 小規模農村整備事業 町道2-368号線 農道整備工事 測量・設計業務委託	自　H30.7.17 ～ 至　H31.3.28	群馬県土地改良事業団体連合会	前橋市古市町二丁目6番地4	5,378,400	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		農林水産省が開発し、土地改良事業団体連合会が維持管理しているシステムを使用し、設計を進める必要があったため （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）			
平成30年度　単独公共 町道14号外1線 区画線補修工事	自　H30.8.22 ～ 至　H30.10.26	㈱日装	大泉町富士三丁目4番1号	2,494,800	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		安全対策工事として早急に実施する必要があったため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当）			

（単位：円）

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額（税込）	工事等担当課
平成30年度　単独公共　都市計画基本図作成業務委託	自　H30.7.19 ～ 至　H31.1.31	(株)パスコ	高崎市栄町14番5号	7,560,000	都市建設課 企業立地推進室
		随意契約時の選定理由			
		①本業務に必要なデータを、既に㈱パスコが作成している。 ②整備する都市計画基本図データ及び都市計画決定データについて、㈱パスコが運用保守している「明和町統合型GIS」にシステムに搭載できる。 以上の理由より、業務効率向上や工期短縮による委託業務費の低減につながるため選定した。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）			
平成30年度　単独公共　ふるさとの広場Cゾーンテニスコート補修工事	自　H30.12.7 ～ 至　H31.2.28	奥アンツーカ(株)東京支店	台東区三筋1丁目10番4号	4,752,000	都市建設課 企業立地推進室
		随意契約時の選定理由			
		明和町指名参加願に登録された業者より、平成19年度、平成20年度に行った、「ふるさとの広場テニスコート改修工事」において、指名競争入札で指名した業者へ参考見積を徴したところ、「奥アンツーカ（株）東京支店」と明らかに著しく有利な価格で、契約を締結することができると予想されるため選定した。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当）			
平成30年度　単独公共　川俣駅自由通路維持管理業務委託	自　H30.4.1 ～ 至　H31.3.31	東武ビルマネジメント(株)	墨田区押上1丁目1番2号	2,315,520	都市建設課 企業立地推進室
		随意契約時の選定理由			
		東武鉄道のグループ企業として、東武線沿線の建物管理実績が多数あり、川俣駅舎及び自由通路においても所有区分が東武鉄道と明和町になっていることから駅舎との一体管理による費用軽減が見込まれ、作業内容についても円滑な対応ができるため。 また、東武鉄道より認定証の交付を受けている企業であることから、架線での緊急時・障害発生時の対応が可能なため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）			
平成30年度　単独公共　川俣駅自由通路エレベーター保守点検業務委託	自　H30.4.1 ～ 至　H31.3.31	三菱電機ビルテクノサービス(株) 関越支社	さいたま市大宮区仲町1－110	1,373,760	都市建設課 企業立地推進室
		随意契約時の選定理由			
		遠隔監視システムやエレベーターの仕様について熟知しており、緊急時や故障時において部品調達等迅速かつ適正な業務が期待できる。さらに、エレベーター設置業者が保守点検業務を担うことで、設備が故障した場合には責任の所在が明確になり、費用が抑えられるため選定した。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）			

（単位：円）

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額（税込）	工事等担当課
平成30年度　単独公共　町営住宅新田団地A・B棟ベランダ防水工事	自　H30.4.1 ～ 至　H30.6.30	(株)徳川組	邑楽町大字赤堀1111番地	2,030,400	都市建設課 企業立地推進室
		随意契約時の選定理由			
		平成29年度において、同様の防水工事を実施しており、雨等の時期が来る前に、迅速かつ適正な業務が期待できる。 また、平成29年度において、同社と交渉した結果、大幅な経費削減が見込めるため、選定した。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当）			
平成30年度　明和大輪東工業団地造成事業　確定測量業務委託	自　H30.7.12 ～ 至　H30.11.30	技研コンサル(株)	前橋市下小出町一丁目15番地3	3,510,000	土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		早期の分譲が必要となったため。 （契約規程第2条第2項第2号オ該当）			
平成30年度　明和大輪東工業団地造成事業　開発行為変更資料作成業務委託	自　H30.10.10 ～ 至　H30.10.31	技研コンサル(株)	前橋市下小出町一丁目15番地3	1,080,000	土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		早期の分譲が必要となったため。 （契約規程第2条第2項第2号オ該当）			
平成30年度　明和矢島地造成事業　物件補償調査業務委託	自　H31.3.4 ～ 至　H31.5.31	技研コンサル(株)	前橋市下小出町一丁目15番地3	6,912,000	土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		用地交渉を進めるにあたり、早急に補償費算定を行い、物件補償に関する協議が必要となるため。 （契約規程第2条第2項第2号オ該当）			
平成30年度　明和東部工業団地造成事業　物件補償調査業務委託	自　H30.12.13 ～ 至　H31.3.29	技研コンサル(株)	前橋市下小出町一丁目15番地3	9,936,000	土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		用地交渉を進めるにあたり、早急に補償費算定を行い、物件補償に関する協議が必要となるため。 （契約規程第2条第2項第2号オ該当）			

（単位：円）

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額（税込）	工事等担当課
平成30年度　明和矢島地区造成事業　地質調査業務委託	自　H31.2.19 ～ 至　H31.7.20	技研コンサル(株)	前橋市下小出町一丁目15番地3	1,404,000	土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		早急に地質調査を実施することが必要になったため。 （契約規程第2条第2項第2号オ該当）			
平成30年度　明和東部工業団地及び明和矢島地区　治水協議資料作成業務委託	自　H30.9.25 ～ 至　H31.3.29	技研コンサル(株)	前橋市下小出町一丁目15番地3	4,968,000	土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		緊急に治水協議を整えることが必要になったため。 （契約規程第2条第2項第2号オ該当）			
平成30年度　明和東部工業団地及び明和矢島地区　公図連続図作成業務委託	自　H30.10.23 ～ 至　H30.12.28	講和測量設計(株)	館林市赤土町857-2	1,620,000	土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		用地交渉を急ぐため、早急に図面を作成する必要があるため。 （契約規程第2条第2項第2号オ該当）			
明和町地域医療等民間資金利活用調査業務委託	自　H30.6.29 ～ 至　H31.2.28	大日本コンサルタント㈱群馬営業所	前橋市表町２－２－６	35,964,000	産業振興課
		随意契約時の選定理由			
		契約予定業者は、本業務の実施根拠である「明和町立地適正化計画」の作成業務の請負業者であり、また、本業務の基礎調査となる平成29年度地方創生推進交付金事業「明和町駅前整備PFI導入可能性調査業務」の受注者でもあることから、本業務の事業実施にあたっての当町の方針、現状等を十分に把握しており、さらには必要となるデータの取得・解析も行っており、本業務遂行のノウハウを習熟しています。そのため、履行期間の短縮が図られ、業務成果の品質・精度も高くなることが見込まれる事から根拠法令に基づく随意契約とするものです。なお、価格面においても不利でないことを確認するため、3社による競争見積もりにより、設計額及び他社の見積額と比較し価格面においても有利であることが確認できた場合のみ、契約相手方として決定するものとする。			
明和中学校南校舎屋上防水部分改修及び渡り廊下屋上防水改修工事	自　H30.7.21 ～ 至　H30.8.27	荒井建設(株)	明和町大佐貫６８７番地	3,769,200	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		本工事は中学校の防水を目的としているが、校舎は老朽化しており、通常の施設と比較して建物の状態を把握した業者による施工が望ましい。当該業者は以前に町内学校の校舎や施設の修繕、改修を実施した経験があり、学校の状態を理解しているため選定した。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）			

（単位：円）

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額（税込）	工事等担当課
明和東小学校駐車場整備工事	自 H30.8.24 ～ 至 H30.9.22	荒井建設(株)	明和町大佐貫687番地	1,836,000	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		本工事は東小学校の運動会時における混雑を解消するため、緊急的に整備するものである。当該地は、学校に近接した場所であり、児童が頻繁に通行する。そのため、現場の状況把握や学校との緊密な調整等を考えた場合、学校関係や周辺施設での工事実績のある町内業者に依頼することにより、安全かつ適正な工事が可能になると考えられるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当）			
明和町立明和東小学校複合機リース	自 H30.5.1 ～ 至 H35.4.30 （R5.4.30）	リコージャパン（株）関東営業本部群馬支社LA事業部	前橋市元総社町527－3	1,518,960（5年間）	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		入札参加業者または事務機器設置や見積書提出等で過去に実績のある業者を選定した。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当）			
明和町立明和西小学校複合機リース	自 H30.5.1 ～ 至 H35.4.30 （R5.4.30）	リコージャパン（株）関東営業本部群馬支社LA事業部	前橋市元総社町527－3	1,902,960（5年間）	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		入札参加業者または事務機器設置や見積書提出等で過去に実績のある業者を選定した。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当）			
明和町立小中学校教育用コンピュータ・職員サーバ更新及び校務支援システム整備事業	自 H30.10.1 ～ 至 H35.9.30 （R5.9.30）	（株）両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	63,892,800（5年間）	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		本事業は既存のシステムを活用した導入も可能であり、価格交渉の余地を残すことで入札より著しく安価に導入できる可能性が高い。 児童生徒のデータ管理を行うサーバを更新するほか、ネットワーク構築など専門性の高い案件であるため、情報機器の提供及びネットワークの構築に実績がある業者を選定した。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当）			
明和こども園園児送迎バスリース（ラッピング広告対象事業）	自 H31.2.26 ～ 至 H36.2.25 （R6.2.25）	（株）トヨタレンタリース群馬	高崎市東町80番地	5,734,800（5年間）	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		本件は、こども園の園児用送迎バスをリース導入するものであるが、既存のバスが存在するため、その下取りも購入価格に大きな影響を及ぼす。これは業者により異なり、入札参加資格を持つ業者が必ずしも既存バスを高く評価するとは限らない。そのため、下取りの価格を含め、価格交渉の余地を残すことで、入札より有利な価格で安価に導入できる可能性が高い。 業者の選定に当たっては、バスをリース調達することが可能であり、公共事業での実績のある業者を選定した。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当）			

（単位：円）

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額（税込）	工事等担当課
明和こども園園児用送迎バス購入事業（企業版ふるさと納税活用）	自　H30.7.30 ～ 至　H30.10.15	有限会社木村モータース	明和町田島８９番地	6,490,000	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		本件は、こども園の園児用送迎バスを購入するものであるが、既存のバスが存在するため、その下取りも購入価格に大きな影響を及ぼす。これは業者により異なり、入札参加資格を持つ業者が必ずしも既存バスを高く評価するとは限らない。そのため、下取りの価格を含め、価格交渉の余地を残すことで、入札より有利な価格で安価に導入できる可能性が高い。 業者の選定に当たっては、町内業者の振興を図り、かつ、商工会登録業者または町に見積提出や導入実績のある業者を選定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号該当）			
明和こども園ラッピングバスデザイン及びラッピング施工委託事業	自　H30.10.3 ～ 至　H30.10.26	ロックフォーティー合同会社	千代田区神田三崎町２－１７－４ 鈴木ビル2F	1,743,249	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		本件は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を活用し、町と地元企業とで手掛けるこども園バスのラッピングデザイン及びラッピング施工を委託するものである。デザインに利用を考えている企業キャラクターは、現在１社のみが著作権を有しており、本事業のラッピングデザインを行える業者がその１社に特定される。 当該業者は、デザインに利用する企業キャラクターの著作権を有する業者であるため選定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当）			